

第5章 環境配慮指針

第1節 環境配慮指針とは



「第4章 市の施策」では、市の取組を示しましたが、環境基本計画の推進においては、市民・事業者・市が、それぞれの役割を認識し、具体的な取組を実践することが望まれています。また、民間事業や公共事業など土地利用における環境への配慮も重要です。

そこで、本章では、市民・事業者の環境配慮指針、土地利用に係る環境配慮指針を示します。

第2節 市民・事業者の環境配慮指針



基本目標 1 いきものと深くつながり めぐみ*あふれるまち

個別分野 1-1 多様な生物について知る



市民

- 自然や生物にふれあう機会を増やし、生物多様性について知り、学ぶ機会を持ちましょう。
- 学校や事業所などに整備されたビオトープを活用しましょう。
- 市が行ういきもの調査や、市民団体が行う自然観察会、こどもエコクラブなどの活動に参加してみましょう。

事業者

- 市のウェブサイトなど、生物多様性に関する環境情報を積極的に活用しましょう。
- 事業者として生物多様性に配慮した取組を環境報告書などにとりまとめ、積極的に情報発信しましょう。



個別分野 1-2 多様な生物や生態系をまもる*



市民

- 絶滅のおそれのある種、天然記念物、社寺林などを保護・保全しましょう。
- 身近な外来種のことをよく知り、特定外来生物の植栽や飼育をしないようにしましょう。
- 庭やベランダに樹木や草花を植えたり、緑のカーテンづくりを行ったりしましょう。
- ごみをポイ捨てしないようにしましょう。

事業者

- 植栽などには、郷土樹種の活用を検討しましょう。
- 森林の適正な管理を行いましょ【林業】。
- 農薬や化学肥料を低減した環境保全型農業を実施するとともに、GAP 認証の取得などを行いましょ【農業】。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、鳥獣被害防護柵を設置したり、餌となるものを放置したりしないようにしましょう。



* 「生物多様性ふじ戦略」では、「めぐみ」、「まもる」と表現しているため、ここではひらがな表記のままとする。

個別分野 1-3 生物多様性に配慮した社会をつくる



市民

- 商品やサービスは、生物多様性に配慮したものを選びましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤などは適量を使用し、余った薬品や油は排水として流さないように処理しましょう。
- ごみの減量やリサイクルに努めるとともに、屋外では持ち帰りを徹底しましょう。
- 生物多様性に関する知識のある市民団体・専門家のみなさんは、「富士市環境アドバイザー」などの教育指導者として活動をするなど、生物多様性の普及啓発に協力しましょう。

事業者

- 木材、水産品、農作物などの原材料について、過剰な採取を行わないようにしましょう。
- 事業排水は適切な処理と管理を徹底するとともに、化学物質の流出などによる生物多様性への影響を把握し、適切な低減対策を行いましょう。
- コンテナやパレットに付着する生物や種子の管理、船舶のバラスト水（底荷、船底に積む重し用の水）に混入する生物の対策などにより、外来種の移入・移出を防止しましょう【運輸業】。
- エコアクション 21 や ISO14001 などの取組や方針の中に、経済活動における生物多様性への配慮を組み込みましょう。
- CSR（企業の社会的責任）または SDGs の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行いましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。



基本目標 2 気候変動に対応し 脱炭素を目指すまち

個別分野 2-1 再生可能エネルギーをつかう



市民

- 日照がある程度確保されている住宅は、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを設置しましょう。

事業者

- 日照がある程度確保されている建築物は、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを設置しましょう。



個別分野 2-2 脱炭素を目指して行動する



市民

- ヒートポンプ給湯器や潜熱回収型給湯器などを活用しましょう。
- 家電製品を購入する時には、省エネルギー製品を選択しましょう。
- 住宅の新築時及び改修時に断熱化をしましょう。
- 計測制御システム（HEMS）の導入をしましょう。
- クールチョイスに賛同し、環境にやさしい賢い選択をしましょう。

事業者

- ヒートポンプ給湯器や潜熱回収型給湯器などを活用しましょう。
- 電気ヒートポンプ空調、照明などの電気機器を省エネルギー製品に買い換えましょう。
- 環境マネジメントシステムを構築しましょう。
- 建築物の新築時及び改修時に断熱化をしましょう。
- 計測制御システム（BEMS）の導入をしましょう。
- 「省エネ法」の対象事業者である場合は、法令に基づく低炭素型経営を実践しましょう。



個別分野 2-3 地域環境にやさしいまちをつくる



市民

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 相乗りやカーナイダーに協力するとともに、公共交通機関を利用しましょう。
- 住宅の敷地内を緑化しましょう。
- 富士山麓ブナ林創造事業などの森づくりのボランティア活動に参加しましょう。
- 地元産の木材や木工製品などを購入・利用しましょう。
- 地元産や有機栽培の農作物を購入・利用しましょう。
- 敷地内に樹木を植えたり、壁面緑化・屋上緑化を行ったりしましょう。

事業者

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 相乗りやカーナイダーに協力するとともに、公共交通機関を利用しましょう。
- 富士山麓ブナ林創造事業などの森づくりのボランティア活動に参加しましょう。
- 身近な公園・広場づくりに参加・協力しましょう。
- 敷地内を緑化しましょう。
- 地元産の木材を利用しましょう。
- 地産地消の推進に協力しましょう。
- 敷地内に樹木を植えたり、壁面緑化・屋上緑化を行ったりしましょう。



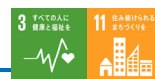
個別分野 2-4 資源を循環させる



⇒「個別分野 4-1 ごみを減らす」、「個別分野 4-2 ごみを適正に処理する」を参照

基本目標 3 環境負荷の少ない 快適に過ごせるまち

個別分野 3-1 空気をきれいにする



市民

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけましょう。
- 「野焼き」を行うのはやめましょう。

事業者

- 車の運転は、エコドライブを実践しましょう。
- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車を利用しましょう。
- 時差出勤やフレックスタイム、テレワークの導入により、通勤ピーク時の交通量の削減に協力しましょう。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心がけましょう。
- 燃料種の転換や集じん装置、排煙脱硫・排煙脱硝装置などの導入により、大気汚染物質の削減を行いましょ。
- 悪臭の発生を抑制しましょう。



個別分野 3-2 きれいな水を大切にする



市民

- 風呂の水を洗濯に利用する、水を流したままにしないなど、水を節約しましょう。
- 雨水浸透ますを設置しましょう。
- 雨水貯留槽を設置し、雨水を利用しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。
- 洗剤の適量使用、分解しやすい洗剤の使用、油の流入防止などに取り組みましょう。
- 農薬や肥料は適正に使用しましょう。

事業者

- 地下水・工業用水・水道水の無駄な利用削減に取り組みましょう。
- 節水型商品の利用を進めましょう。
- 雨水貯留槽を設置し、雨水を利用しましょう。
- 下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付け替えを実施しましょう。
- 浄化槽の適正維持管理を徹底しましょう。
- 農薬や肥料は適正に使用しましょう。



個別分野 3-3 快適な暮らしを守る



市民

- エアコンの室外機など騒音の原因となる設備の設置場所に注意しましょう。
- 音響機器の音量やペットの鳴き声で、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。
- 遮音性、防音性のある住宅づくりをしましょう。
- 小型焼却炉などで物を燃やさないようにしましょう。
- 農薬や洗剤などの取り扱いに注意しましょう。
- 建材には有害化学物質を含まないものを使用しましょう。

事業者

- 騒音に配慮した運転を行い、車両の適正管理をしましょう。
- トラックなどの業務用車両の利用の効率化を図りましょう。
- 有害化学物質に関する情報を収集し、事業活動の中に生かしましょう。
- 建材には有害化学物質を含まないものを使用しましょう。



基本目標 4 資源を有効に活用する ごみのない美しいまち

個別分野 4-1 ごみを減らす



市民

- 使い捨て商品の安易な購入を見直しましょう。
- 詰め替え商品を積極的に購入しましょう。
- 過剰包装の商品の購入を控え、簡易包装の商品を選びましょう。
- 生ごみ処理機やコンポスト容器などで生ごみを堆肥化し、利用しましょう。
- 食品ロスを削減するため、適量の購入、食材の使い切り・食べ切りを実践しましょう。
- 食べない缶詰などは、フードバンクなどへ寄付しましょう。
- マイバッグを使用しましょう。



- リサイクル製品や繰り返し使える製品を利用し、修理できるものは修理して使用しましょう。
 - リサイクルショップやフリーマーケットを利用しましょう。
- 事業者**
- ごみの出にくい商品の企画設計、使用済み商品の再利用及び再生利用など、ごみの減量に向けた工夫をしましょう。
 - 生ごみ処理機などで生ごみを減量化しましょう。
 - 資源物の分別を徹底しましょう。
 - 事業者間で連携して古紙回収などリサイクルを進めましょう。
 - 過剰包装を控え、簡易包装を推進しましょう。
 - リサイクル可能な商品や詰め替え商品を積極的に販売しましょう。

個別分野 4-2 ごみを適正に処理する



市民

- ごみの収集日やごみの分別方法など、ごみ出しルールを守りましょう。
- 「野焼き」は行わないようにしましょう。
- ごみの不法投棄に対するパトロールなどに協力しましょう。

事業者

- 資源物の分別を徹底しましょう。
- 産業廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持って処理しましょう。
- 「野焼き」は行わないようにしましょう。
- ごみの不法投棄に対するパトロールなどに協力しましょう。



個別分野 4-3 美しいまちにする



市民

- アダプション・プログラム（公園や河川、道路の清掃）などの美化活動に参加しましょう。
- 「富士市誰もが快適に過ごすことができる美しいまちづくりの推進に関する条例」（富士市マナー条例）に基づき、空き缶やタバコ、ペットのふんの始末などマナーを守りましょう。
- 「チームちょこ美」に登録しましょう。

事業者

- アダプション・プログラム（公園や河川、道路の清掃）などの美化活動に参加しましょう。
- 「チームちょこ美」と連携して美化活動を広げましょう。



基本目標 5 富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち

個別分野 5-1 富士・愛鷹山麓の環境を継承する



市民

- 富士・愛鷹山麓の環境に関心をもち、将来の世代に残していけるように、保全・活用を図りましょう。

事業者

- 富士・愛鷹山麓地域における森林の伐採を伴う開発は、極力避けましょう。
- 富士・愛鷹山麓地域において開発を検討する場合は、「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の趣旨に留意しましょう。
- 富士・愛鷹山麓地域において開発を行う場合は、「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、森林機能の保全に努めましょう。



基本目標 6 協働の輪を広げ 環境を考え行動するまち

個別分野 6-1 環境を学び広げる



市民

- 環境問題への理解を深めましょう。
- 環境に関する調査に協力しましょう。
- 環境に関する学習会や講座などに参加しましょう。
- こどもエコクラブなどの活動に参加しましょう。
- 「広報ふじ」やウェブサイトなどにより環境情報を得ましょう。

事業者

- 従業員などへの環境教育を進めましょう。
- 環境に関する学習会の実施やこどもエコクラブなどの活動を支援しましょう。
- 事業活動で得た環境情報を広く市民に提供しましょう。
- 環境に関する調査に協力しましょう。



個別分野 6-2 協働の輪を広げる



市民

- 環境に関するイベントに参加しましょう。
- 環境美化活動などに積極的に参加しましょう。
- 環境アドバイザー制度を活用しましょう。

事業者

- 市民、市民団体、市との情報交換を行い、活動の協力・連携を図りましょう。
- 環境に関するイベントに参加・協力しましょう。
- 従業員の環境保全活動を支援しましょう。
- 環境保全や公害防止に関する国際的な技術協力に取り組みましょう。



第3節 土地利用に係る環境配慮指針

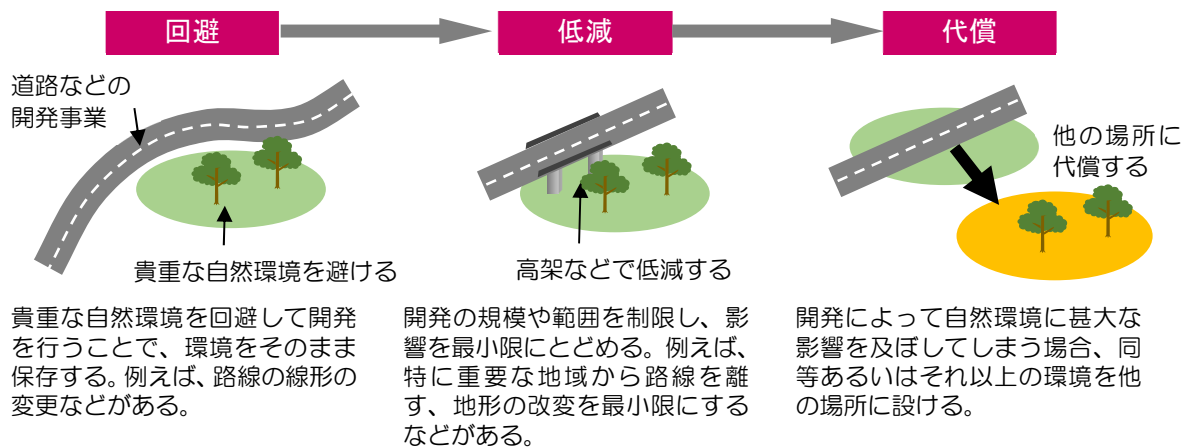


3-1 自然環境に対する環境配慮指針

公共事業や土地利用事業に際して、自然環境保全に関する共通事項としての基本的考え方及び配慮指針を示した上で、森林、農地、河川、湧水地、湿地といった多様な自然環境の保全の考え方や環境配慮事項を指針として示します。

①基本的な考え方（共通事項）

- 富士山や愛鷹山から続く森林、農地、河川、湧水地、湿地など多様な自然環境を保全しましょう。
- 事業計画段階で施工区域内に貴重な動植物の生息・生育環境があることが確認され、開発により影響を与えることが予想される場合には、まず「回避」することを検討し、不可能な場合は「低減」、「代償」の順に手当を行いましょう。



回避・低減・代償の考え方

②基本的な配慮指針（共通事項）

- 自然公園や自然環境保全地域では、禁止されている事項などの法令を遵守しましょう。
- 地域の自然環境の保全のため、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全基礎調査による自然度との整合性を図るなど、施工区域及びその周辺の地域における自然環境の特性に十分配慮しましょう。
- 国立公園区域、自然環境保全地域に隣接する場合は、その境界から施工区域を離して設定しましょう。
- 自然環境保全上、特に必要があるときは、数ブロックに区分して施工しましょう。
- 「静岡県希少野生動植物保護条例」について理解し、事業により指定種やその他の重要種に影響を与えないようにしましょう。
- 外来種の取り扱い（特定外来生物を含む生態系被害防止外来種を植栽・導入しない、また、確認した場合は防除するなど）に十分注意するとともに、植栽には郷土樹種*を活用することを検討しましょう。



* 常緑広葉樹：スタジイ、アラカシ、イヌマキ、イヌツゲ、ヤブツバキ など
 落葉広葉樹：コナラ、エゴノキ、イロハモミジ、ガマズミ など
 常緑草本：ジャノヒゲ、ヤブラン、ヤブコウジ、キチジョウソウ など

③自然環境保全における環境配慮指針

森林

- 保安林の境界から離して土地利用事業の施工区域を設定しましょう。
- 土地利用事業などに関して施工区域内の森林を伐開し、用途を変更する場合は、一部森林を残すか、新たに森林・緑地を創出し、森林・緑地を相当程度確保しましょう。
- 切土や盛土による地形の改変は最小限にとどめましょう。
- 動物の移動経路の確保や道路側溝への転落小動物の脱出施設の設置など、野生動物に配慮した構造的な工夫を行いましょ。

農地

- 自然環境に配慮した工法、材料を用いた多自然型の水路としましょう。
- 自然透水に配慮して、必要最低限の簡易な舗装の農道としましょう。
- 土地の段差は、生物が生息できる空間を持つ石垣などを用いて処理しましょう。
- 必要に応じて、野生動物の移動経路の確保や道路側溝への転落小動物の脱出施設の設置など、構造的な工夫をしましょう。

河川

- 護岸整備にあたっては、自然環境に配慮した工法、材料を用いた多自然護岸とし、生物の生息環境の変化を最小限に抑えましょ。
- 現況河床の地形は治水計画の範囲内でできるだけ残しましょ。
- 水際や水底の形状を複雑にして、水の流れ方、水流の速度に変化を持たせることにより、生物が生息できる多様な水辺空間をつくりましょ。
- 河畔林や水生植物を保全・創出し、生物の生息環境や自然浄化機能を保持しましょ。
- 川の自然と周辺の自然がつながるように計画しましょ。
- 河床に段差があり魚などの移動が困難な場合、魚道を設けましょ。

湧水地

- 親水、触る親水、遊ぶ親水など、水辺の特性に適した親水方法に配慮して、様々な親水護岸をつくりましょ。
- 水辺周辺の緑の保全を行いながら、水と緑の空間軸を形成するとともに、自然の良さを味わえる散策路をつくりましょ。
- 誰もが楽しく利用できるように、湧水のある空間を憩いの場として整備し、湧水を通して人とのつながりを形成しましょ。

湿地

- 浮島ヶ原の湿地は、長い年月をかけて形成され、新たに創出することが難しい貴重な環境であり、多様な生物が生息していることから、保全を最優先に考えましょ。

3-2 開発における環境配慮指針

民間事業者による開発行為や建築物の建築、公共事業の実施時に取り組むべき環境配慮事項を以下に示します。

① 開発行為や建築物の建築における環境配慮指針

開発による環境影響の最小化

- 造成など土地の改変にあたっては、切土・盛土量を少なくするとともに、搬入した土砂などによる土壌汚染を防止しましょう。
- 大規模な開発の場合、発生交通量の抑制などにより大気汚染、騒音・振動、光害などを防止し、開発による環境への負荷を抑えましょう。
- 近隣の環境に配慮して、作業時間・営業時間を設定しましょう。
- 建設・解体工事の前には、周辺住民への説明を十分に行いましょう。
- 土砂崩れなどのおそれのある危険箇所での開発は行わないようにしましょう。
- 災害時の有害化学物質の漏えい防止対策を徹底しましょう。
- 建設・解体工事などにおける粉じんやアスベスト汚染の防止を徹底しましょう。

オープンスペースの確保

- 建物規模と用途に応じた適正な敷地面積（敷地のゆとり）を確保しましょう。
- 大規模な開発の場合、緑地、広場などを適切に確保しましょう。

環境への負荷の少ない製品・資材の使用

- 地元産の木材や木工製品を率先して使用しましょう。
- 再生品を使用しましょう。
- 健康に影響を及ぼすおそれのない資材を使用しましょう。
- 耐久性のある製品・資材を使用しましょう。

省エネルギーの推進

- 自然の光や風を取り入れるように工夫しましょう。
- 省エネルギーに配慮した照明・空調・換気・給湯・エレベーターなどの設備を導入しましょう。
- 太陽エネルギーや風力エネルギー、廃熱などの再生可能エネルギーを活用しましょう。

水の有効利用

- 雨水貯留槽を設置し、雨水を有効利用しましょう。
- 地質の状況に応じて雨水浸透施設を設置しましょう。
- 節水型の設備を導入しましょう。

緑化の推進

- 土地利用事業や公共施設については、相当程度の緑地面積を確保しましょう。
- 計画地内の既存樹木は、安易に伐採せずに可能な限り保全・移植しましょう。
- 敷地内や道路に面した部分などは、生け垣や樹木・草花などにより緑化し、その際、その土地本来の自然植生に基づく樹種を選定しましょう。
- 施工区域内の表土を活用しましょう。
- 駐車場は緑化ブロックの使用や高木を植栽するなどの対策をするとともに、雨水の浸透を促進する施工を行いましょう。

**周囲に調和する
建築景観**

- 建築物や屋外広告物、煙突などの形態や色彩は、富士山の眺望や周囲の景観と調和するようにしましょう。
- 建築物や煙突などは、「富士市景観計画」に基づき、色彩が周辺環境に調和するようにしましょう。
- 市街化区域以外の区域における建築物の高さはできるだけ低層としましょう。

②工事による廃棄物の減量化・再資源化（共通事項）

**廃棄物の
発生抑制**

- 廃棄物の発生を抑制する工法を採用しましょう。
- 包装・梱包材の簡素化を徹底させましょう。
- 型枠の利用回数を増やしたり、型枠不要な工法を検討したりしましょう。
- 型枠の材料として、熱帯木材以外の木材を使用しましょう。

**廃棄物の再利
用・再資源化**

- 建設発生土を再利用しましょう。
- 可能な範囲でコンクリート塊、スラグ、廃ガラスなどを材料とする再生材を利用しましょう。
- コンクリート、アスファルト、建設発生木材などの廃棄物の分別を徹底し、適正な保管・処理・資源化を図りましょう。